

危機管理マニュアル

〈学校の安全対応〉

令和6年4月

大牟田高等学校

はじめに

学校は、生徒たちの健やかな成長と自己実現を大きく支援する活動によって成り立っています。その基盤として、学校には安全・安心な環境が確保されている必要があります。

しかしながら、まだ記憶が新しいところですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって多くの尊い人命が失われました。特に学校の管理下でたくさんの生徒が犠牲になったことは、我々学校教育に携わる者として、深く考えざるを得ません。

また、令和2年7月の「大牟田市豪雨災害」、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の猛威（コロナ禍）、近年不審者による刺傷事件、小学校においては腸管出血性大腸菌やノロウイルスなどによる食中毒の発生、など、生徒の心身の健康を脅かす事件・事故・災害などが多発している状況にあります。

ひとたび、このような事件・事故・災害などの不測の事態が発生し、しかもその対応を誤ったり、遅らせたりすると、二次的な危機を招きかねません。

平成21年4月に「学校保健安全法」が施行され、健康管理の充実や危険等発生時の対処要領（危機管理マニュアル）の策定、学校の環境衛生等に関する基準の法制化などが規定されました。

学校においては、安全・安心な環境の整備に努めながら、事件・事故・災害等を防止するための取組を進め、特に不慮の事件・事故・災害等が発生した場合の対応の在り方について、日ごろから準備を整えておくことが必要です。

本校においても、想定される危機に対しマニュアルの作成を通して、多様化・深刻化する危機に備え、適切に対応するために、危機管理の意識を全教職員が共有することが求められます。

一般的に「未然防止の対応」「緊急事態発生時の危機管理」「事後の危機管理」のプロセスに沿った対応が求められますが、こうしたことが、一人ひとりの教職員が危機管理を日常業務の基本と認識し、危機の発生を抑制できることになると考えます。

安全・安心な学校づくりを推進するため、本「危機管理マニュアル」〈学校の安全対応〉を作成したものです。

緊急時の対応にあたっては、このマニュアルを参考に、適切な対応を行い、役立てられることを願っています。

令和6年4月

大牟田高等学校長
猿渡 邦浩

目次

はじめに

I	危機管理の考え方	3
II	対象とする危機	3
III	危機管理の目的	3
IV	対応に当たっての基本的な考え方	3
V	学校管理下の事故と学校の対応	4
VI	緊急事態発生時の通報・緊急対応の流れ（緊急対応組織）	5
VII	AED（自動体外式除細動器）	5
VIII	危機の分類	6
IX	本校における問題事案に関する対応（危機管理系統図）	7
X	事象別危機管理の要点	
	1. 保健体育科の授業中（武道・柔道）の事故による意識不明	7
	2. 保健体育科の授業中（器械運動）に起きた骨折	8
	3. 授業中（調理実習）でのやけど	9
	4. 修学旅行中におけるバス移動中の交通事故	11
	5. 校舎での転落事故	12
	6. 不審者の侵入	14
	7. 生徒等の殺傷予告	15
	8. 下校途中の交通事故	17
	9. 学校における感染症	18
	10. 食物アレルギーによるアナフィラキシー	19
	11. 地震による災害	20
	12. 体罰（1）	21
	13. 体罰（2）	21
	14. 学校施設の爆破予告	22
	15. 個人情報記載文書等の盗難および紛失	24
	16. いじめ	25
	17. 相談・苦情への対応	27
	〈緊急事態発生時の連絡先一覧表〉	29
	各種記録用紙等	30
	おわりに	33
	参考資料・文献	33

I 危機管理の考え方

ここでいう危機管理とは、「生徒の生命や心身等に危害をもたらすさまざまな危険が防止され、万一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処」することを指しており、「発生を未然に防ぐための事前の危機管理」「発生時に被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理」「危機が一旦収まった後の生活の再開や再発の防止を図る事後の危機管理」の三つの場面の危機管理である。

この危機管理に迅速・的確に取り組むことにより、大牟田高等学校の生徒及び教職員の生命や心身を守り、正常な教育活動を維持するとともに、保護者や地域社会等からの信頼を保つことを目的とする。

【中央教育審議会答申：平成20年1月17日】

学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

II 対象とする危機

1. 学校生活で発生する大きな事故
2. 学校への不審者侵入や登下校時に危害が加えられるなどの犯罪被害
3. 地震、暴風、豪雪、豪雨等の自然現象
4. 校舎、近隣の建物等で発生した火災（別途計画・訓練実施）
5. 登下校時や校外での部活動や遠征、合宿時等における交通事故

III 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3点である。

- ◇生徒と教職員の生命を守ること
- ◇生徒と教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- ◇学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

IV 対応に当たっての基本的な考え方

1. 対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐ時間的な余裕のない場合には、この「危機管理マニュアル」に基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長へ報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織的な対応を行う。
2. 校長が不在の場合には、副校長（総括教頭）が状況を把握し、総括教頭の判断・指示のもとに動くこととする。なお、総括教頭は適宜校長（副校長）と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。また、校長・副校長・総括教頭が不在の場合は教頭が代行する。
3. 報道機関等への対応は副校長（総括教頭）とする。
4. 緊急事態が発生した場合には、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に考え、生徒だけとなる状況は発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。
5. 次のような事件・事故が発生した場合、緊急対応組織による対応を図る。
 - (1) 対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐ時間的な余裕のない場合には、この「危機管理マニュアル」に基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長へ報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織的な対応を行う。
 - (2) 校長が不在の場合には、副校長（総括教頭）が状況を把握し、総括教頭の判断・指示のもとに動くこととする。なお、総括教頭は適宜校長（副校長）と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。また、校長・副校長・総括教頭が不在の場合は教頭が代行する。
 - (3) 報道機関等への対応は副校長（総括教頭）とする。
 - (4) 緊急事態が発生した場合には、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に考え、生徒だけとなる状況は発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。
 - (5) 次のような事件・事故が発生した場合、緊急対応組織による対応を図る。
 - [1] 生徒が、学校管理下（登下校中を含む）において、次の重大な事故が発生した。
 - ①死亡事故が発生した。

- ②校舎上階などから転落し重体になった。
- ③同時に多くの生徒が事故により負傷した。
- 〔2〕不審者が学校に侵入した。また、生徒が通学路で危害を加えられた。
- 〔3〕生徒に被害が予想される大きな自然災害が発生した。
- 〔4〕校舎・近隣の建物等で、火災が発生した。
- 〔5〕生徒が、学校管理下（登下校を含む）において、交通事故により重体になった。

6. 次のような場合には、救急車を要請し、負傷した生徒や教職員を病院に搬送する。なお、救急車には、可能な限り教職員が同乗する。また、搬送が難しい場合には、教職員がタクシー等で病院に搬送する。いずれの場合も、搬送先病院名を学校に報告する。担任等は、保護者・家庭と連絡を取る。

- (1) 意識不明・心肺停止状態などの場合
- (2) 大出血している場合
- (3) 頭部打撲で脳内出血が懸念される場合
- (4) 内臓の損傷等が懸念される場合
- (5) 脊髄損傷の可能性がある場合
- (6) その他至急搬送する必要がある場合（養護教諭の判断）

V 学校管理下の事故と学校の対応

不慮の事故が発生したとき、混乱することなく、迅速かつ的確に対応ができるよう、全教職員の共通理解と協力のもとに、万全の体制を確立しておくことが大切である。

1. 事前措置

- (1) 迅速に対応してもらえる医療機関を確保し、そこへの移送方法をあらかじめ決めておく。
- (2) 日ごろから、事故発生時の緊急連絡網、保護者の緊急連絡を整備しておく。
- (3) 事故発生時に適切な応急手当、救急体制がとれるように全教職員に周知しておく。
- (4) 心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）の実習等を含めた救急法の校内研修を実施する。

2. 事故発生時の対応

- (1) 応急手当を適切に行う。（原則として第一次的には発見者、第二次的には養護教諭等）
- (2) 総括教頭（教頭）は、状況を把握次第、速やかに校長（副校長）へ第一報を入れる。
- (3) 医療機関への搬送（救急車の手配）及び保護者に対する連絡を行う。必要に応じて学校医等へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保護者への連絡はできるだけ速やかに、予測や推測を交えずに、事実を正確に伝え、誠意をもって対応する。
- (5) 医療機関へ搬送する際には、緊急の場合を除き、保護者が希望する医療機関の有無を確かめる。
- (6) 生徒の動揺を防ぎ、二次災害を防ぐための安全確保を行う。
- (7) 外部への対応は、校内で責任者を決めて、窓口を一本化し、情報が混乱しないように努める。
- (8) 事故の程度や状況に応じ、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課（以下、私学振興課）および警察等の関係機関に連絡する。
- (9) 私学振興課と協議のうえ、必要に応じて報道等のマスコミへ情報提供を行う。

3. 事故後の対応

- (1) 事故発生からの状況の推移及び対応を、簡潔かつ正確に記録しておく。
- (2) 保護者に対し、ホームルーム担任等から独立行政法人日本スポーツ振興センターへの医療費等の支払い手続きを説明し、請求もれのないようにする。
- (3) 全教職員で事故の原因やその対応について分析し、ホームルーム活動や日常における安全指導を徹底し、事故防止を図る。
- (4) 事故の原因となった施設等を点検し、速やかに改善・補修を行う。
- (5) 器具等で事故が起きた場合は、原因を明らかにし、使用停止、改修等の措置を講じたり、生徒に使用方法等の指導を徹底する。

(6) 生徒及び教職員の心のケアに努める。

(7) 傷病者や保護者に対して誠意をもって対応する。

4. 学校の管理下となる場合（「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項」）

(1) 生徒等が、法令の規定により、学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

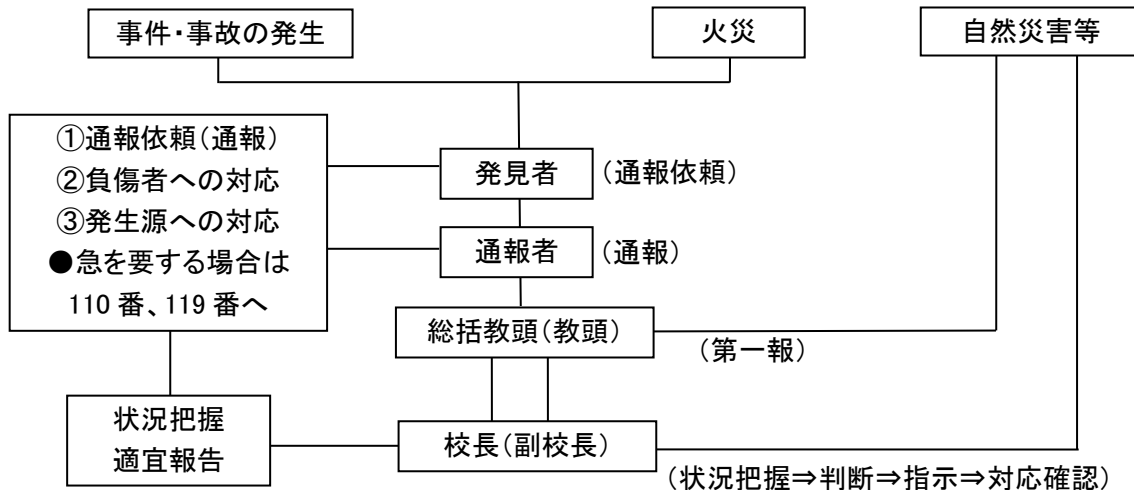
(2) 生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

(3) 生徒等が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

(4) 生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省で定める場合

VI 緊急事態発生時の通報・緊急対応の流れ（緊急対応組織）



※ 1. 「発生源」：事件、事故の主な要因や自然災害等のこと

2. 災害対策基本法第2条第1号で規定する災害」

「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は、大規模な火事もしくは爆発、その他その影響を及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」

VII AED (Automated External Defibrillator : 自動体外式除細動器)

AEDとは、心停止で倒れた傷病者に電気ショックを与え蘇生させる機器である。心臓がけいれんする心室細動により倒れた傷病者に対し、除細動（心室細動や心室頻拍など、心臓がけいれんしている状態に電気ショックを与え、それらを止めること）を行う。

Q AEDはなぜ必要か。

心停止の場合、早期に除細動を行うことで救命率が向上する。（1分遅れるごとに7～10%救命率が低下する。）救急車が到着する前に、その場所で除細動が行われることが望ましい。

Q 誰でも使用できるのか。

平成16年7月に厚生労働省から出された「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」の中で、心停止者に対する非医療従事者によるAEDの使用は、医師法の違反にならないという見解が示され、救急の現場に居合わせた一般の人でも使用することが可能となった。

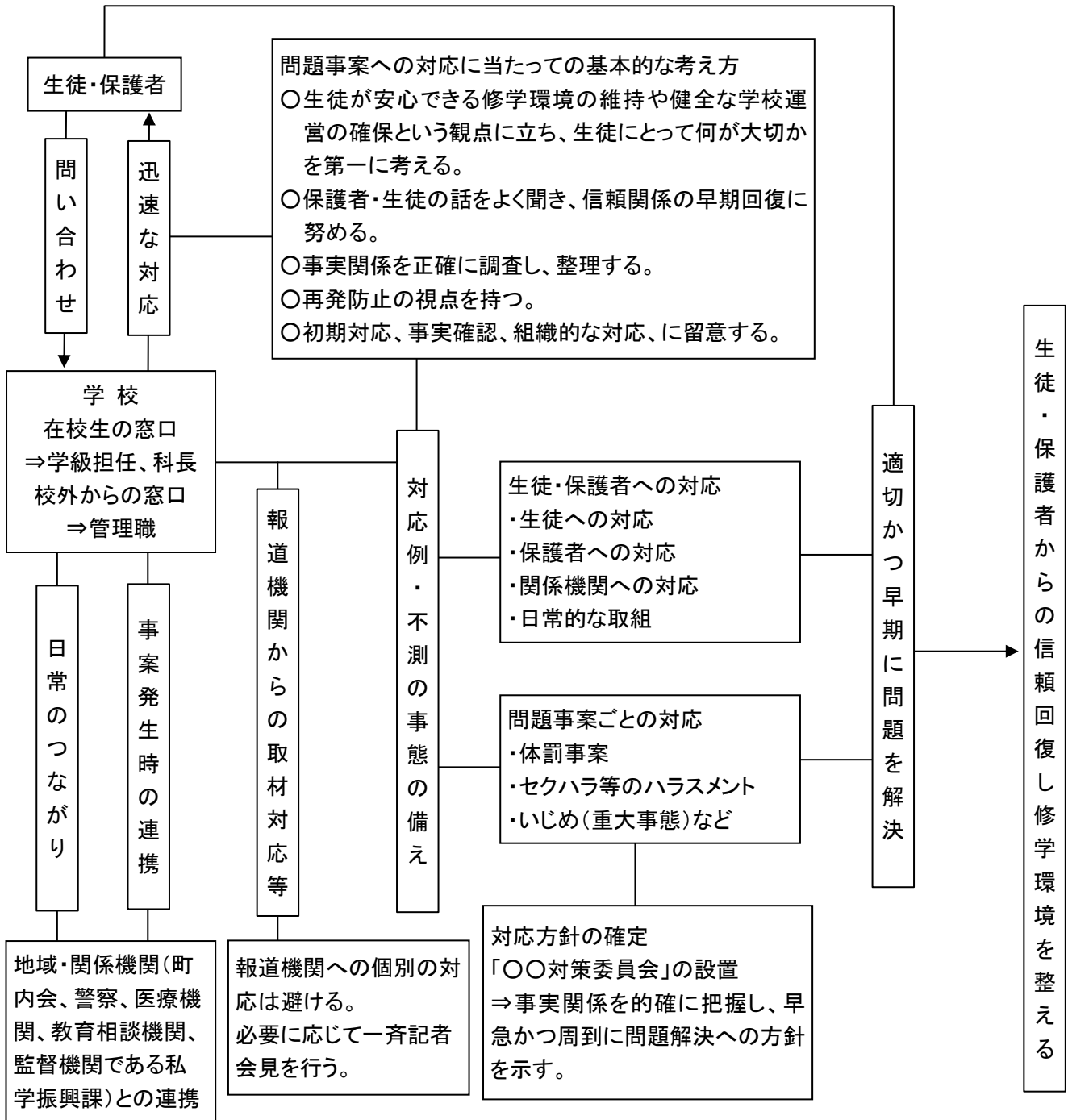
こうしたことから、「普通救命研修」において、人工呼吸や心臓マッサージなどの基本的心肺蘇生法とともにAEDの使用法も研修内容に含めて実施されることが多くなっており、こうした研修を受けることで、よりの確な対応ができる。

VIII 危機の分類

危機については、さまざまな観点からの危機が考えられるが、ここでは被害の対象による危機を次に示す。

分	類	内	容
学習活動等	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故	
	特別活動	修学旅行、インターンシップ等での事故	
	部活動	熱中症による入院、運動時の事故	
	その他の活動	学校施設利用中の事故	
登下校	交通事故	死傷事故等	
	不審者	不審者による声掛け、わいせつ行為等	
健康	感染症	新型インフルエンザ、感染症胃腸炎等の集団感染	
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等	
問題行動等	非行少年等	万引き、暴力、器物破損、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等	
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷	
災害	火災・自然災害	火事、地震、風水（雪）害、原子力災害	
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故	
教職員	不祥事	教職員の不祥事（飲酒運転、暴力行為、セクハラ等）	
	健康管理	心身の不調による業務への影響	
	体罰	生徒への暴力行為	
	事故	交通事故（被害者・加害者）	
教育計画	教育課程	未履修	
財務	資金管理	公金の遺失、横領	
	会計処理	不適正な公金支出、部費の不適切な執行	
情報	個人情報	個人情報の漏洩	
	情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響	
業務執行	保護者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜	
	威力業務妨害	不当要求、クレーム	
	広報・報道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜	

Ⅸ 本校における問題事案に関する対応（危機管理系統図）



Ⅹ 事象別危機管理の要点

1. 保健体育科の授業中（武道・柔道）の事故による意識不明

（事例）高校1年生男子の体育で武道（柔道）の授業中に、2人1組の対人で投げ技の練習をしていたところ、生徒Aが大外刈りをかけて生徒Bを投げ、生徒Bが畳で頭を打った。生徒Bは、自分で起き上がったものの、ボーっとした状態であったため、担当教員はすぐに養護教諭に連絡をとるとともに、生徒Bをその場に寝かせたが、次第に生徒Bの意識が低下し始めた。

（事故発生からの対応のポイント）

状況把握とその対応

- ①意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを素早く観察し、傷病者の状況を迅速に把握する。

- ②救急車を要請し、到着するまで所要時間に留意したうえで、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）などを的確に実施し、校長（副校長）へ連絡する。
- ③応急手当をする際に傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境に配慮する。
- ④救急車には教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長（総括教頭）に報告する。保護者が到着した後、校長（副校長）の指示があるまでは生徒に付き添う。
- ⑤事故を目撃した生徒たちに対し、聞き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

（保護者への連絡、私学振興課への報告）

- ①担任（不在時は学年主任など他の職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ②校長（副校長）と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③校長（副校長）は、文書による事故報告の前に、電話等による第一報を私学振興課に報告する。
- ④必要に応じて速やかに学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へ連絡する。
- ⑤私学振興課と協議のうえ、必要に応じてマスコミ等へ情報提供を行う。

（事後措置）

- ①保護者に事故発生の状況を説明する。事故が落ち着いたら、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についても説明する。
- ②事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長（副校長）は情報を整理して事故の原因を調査し、私学振興課へ事故報告を行う。
- ③外部へ情報を提供する場合、窓口（副校長）を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④生徒の心のケアに努める。

関係法令

- ・国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第5条（学校の管理下における災害の範囲）

2. 保健体育科の授業中（器械運動）に起きた骨折

（事例）高校1年生の生徒Aが保健体育の器械運動の授業中、跳び箱での「開脚跳び」の練習中、着地の際にバランスがくずれて左腕をついて倒れた。担当教員が事故発生に気づきその場にかけてたところ、左腕の骨折が疑われた。

（事故発生からの対応のポイント）

状況把握とその対応

- ①事故の状況を把握し、負傷した生徒の状況に応じて、応急手当を講じる。
- ②負傷した生徒が動けない（動かない方がよいと判断したとき）状況であれば、保健室と職員室に連絡をとり、校長（副校長）への連絡と応援を要請し、養護教諭が駆けつけるまで、その場で可能な応急手当を迅速に行うとともに、負傷の程度を確認する。
- ③医療機関での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡をとり、希望する医療機関があるかなど保護者の意向を聞き取り、負傷者を病院へ搬送する。
- ④教員が医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。また、医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き校長（副校長）へ報告する。
- ⑤事故を目撃した生徒たちに対し、聞き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないように十分な指導を行う。

（保護者への連絡、私学振興課への報告）

- ①担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
- ②校長（副校長）と担当教員は状況に応じて、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- ③校長（副校長）は、文書による事故報告の前に、必要に応じて電話で事故の概要の第一報を私学振興課に報告する。
- ④必要に応じて、速やかに学校医へ連絡する。

（事後措置）

- ①保護者に事故発生の状況、落ち着いたら独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等についての説明を行う。
- ②事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長（総括教頭）は情報を整理して事故の原因を調査し、私学振興課へ事故報告を行う。
- ③外部へ情報を提供する場合、窓口（副校長）を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- ④生徒の心のケアに努める。

関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条（賠償責任）
- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）、第5条（学校の管理下における災害の範囲）

3. 授業中（調理実習）のやけど

（事例）1年生の家庭科の調理実習中に、班別で野菜を茹でていたところ、A班の鍋が沸騰したところに、B班の生徒が誤ってA班の生徒にぶつかり、その弾みで鍋をひっくり返してしまった。近くにいたA班の生徒に大量の湯がかかり火傷を負ってしまった。

（事故発生からの対応のポイント）

状況把握とその対応

- ①事故直後は騒然とした状態になることが予想されるが、担当教員は事故の状況を把握し、次のような適切な行動をとる。
- ②ガスコンロなどを速やかに消火するとともに、他の班の生徒に対し動揺を抑えるよう指示する。
- ③火傷の程度を確認し、患部の冷却等の応急手当を講じる。重大な場合は救急車の手配をする。
- ④担当教員は、他の教職員の応援を頼むため、保健室と職員室に生徒を行かせる。生徒から状況を聞いた教職員は、校長（副校長）に報告する。
- ⑤養護教諭が現場に到着したら、その後の手当については判断を委ねる。
- ⑥医療機関での治療が必要な場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
- ⑦担当教員は、医療機関に同行し、医師に事故発生時の状況を報告する。その後、速やかに医療機関名等を学校へ連絡する。
- ⑧その他の生徒については、動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑨火傷の状況次第では、校長（副校長）が医療機関へ行く。また、必要に応じて、他の教職員を応援に向かわせる。
- ⑩私学振興課と協議のうえ、必要に応じて報道等へ情報提供を行う。

（保護者への連絡、私学振興課への報告）

- ①担任は（不在時は学年主任など他の教職員）は、事故後速やかに保護者と連絡をとり、円滑な対応に努める。
- ②校長（副校長）は、必要に応じて速やかに私学振興課、学校医等に連絡・報告する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

(事後措置)

- ①事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。
- ②保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
- ③事故について、教職員の共通理解の場を設け、噂や中傷のため個人のプライバシーが損なわれないように配慮する。
- ④事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤情報を聞いて取材に来る報道関係者の窓口（副校長）を一本化する。
- ⑥負傷した生徒及び他の生徒の心のケア対策にも配慮する。

(その他)

実習室には、消火器やぬれ雑巾等を用意しておく。また、救急箱を取り出しやすい場所に備えておくことが必要である。

【やけどの手当】

①火傷の手当

- (1) 1度、2度の火傷で範囲が狭い場合は、冷たい水や水道水で痛みが取れるまで冷やす。この時、勢いよく出ている水道水などを直接当てないように注意する。
- (2) 2度、3度の場合、冷たい水、水道水で冷やし、その後も濡れたタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷やしておく。衣類で覆われている場合は、そのまま急いで冷水をかける。水疱（水ぶくれ）はつぶしたりせず、消毒した布か洗濯した布で覆い、その上から冷やししながら医療機関へ搬送する。
- (3) 火傷の範囲が広い場合は、体温をひどく下げる危険性があるので、10分以上広範囲を冷却することは避ける。
- (4) 軟膏、油、消毒薬などは医師の診察の妨げになるため、塗らない。
- (5) 手足の火傷であれば、患部を高くする。
- (6) 意識がはっきりとしていて、吐き気がなく、医療機関まで時間がかかる場合は水分を与える。

②火傷の程度

程 度	障がい組織	外 見	症 状
1 度	皮膚層	皮膚が赤くなる。	痛み、ひりひりする感じ
2 度	真皮層	皮膚が腫れぼったく赤くなり、水ぶくれになるところもある。	真皮浅層の障がい（浅2度）では、強い痛みと、焼けるような感じ。真皮層の障がい（深2度）では、痛みで皮膚の感じがわからなくなる。
3 度	皮下脂肪組織	皮膚は、乾いて、堅く、弾力性がなく、蒼白になる。場所によっては焦げてくる。	痛みで皮膚の感じがわからなくなる。

(参考)『赤十字救急法講習読本』（日本赤十字社）

4. 修学旅行中におけるバス移動中の交通事故

(事例) 2年生は、引率する学校責任者を校長として4泊5日の修学旅行に出かけた。2日目の夕方、バス8台で宿泊先に向かって移動中、交差点で急にトラックが右折してきた。それを避けようとした結果、先頭車が、歩道に乗り上げ、壁にぶつかって止まった。車内の生徒たちは、その衝撃で前の座席で体をぶつける、割れたガラスの破片で怪我をするなどして5名が救急車で運ばれ、2名が骨折等で医療機関に入院した。残りの3名は軽傷ですんだ。

(事故発生からの対応のポイント)

状況把握とその対応

- ①担任をはじめ同じバスに乗っていた教員は、同行の養護教諭または帯同する看護婦等とともに負傷した生徒に応急手当を講じる。
- ②学校責任者またはバスに同乗している教員等は必要に応じて救急車を要請する。
- ③担任は、他の生徒の怪我の状況を把握し、生徒を落ち着かせる。
- ④学校責任者は、事故の状況を確かめるとともに引率教員の役割分担を決め、当面の対応を指示する。
- ⑤学校責任者は、担任、養護教諭等、他数名の教員に、救急車で医療機関に運ばれた生徒の付き添いと負傷の程度を把握させる。
- ⑥学校責任者は、学年主任に、怪我のない生徒や他のバスの生徒を宿舎に移動させ、教員に生徒の指導と管理をさせる。また、宿舎では対策本部を設置し、学校責任者および医療機関と緊密な連絡をとる。なお、必要に応じ学校責任者は医療機関へ向かう。
- ⑦学校責任者は学校及び私学振興課へ連絡するとともに、窓口を一本化し、警察・報道機関等の対応をする。
- ⑧宿舎の生徒を大広間等に集め（不可能な場合は、館内放送）、事実を正確に伝え、生徒の精神的な動揺を抑えるとともに、今後の日程変更に伴う行動について、統一のとれた行動がとれるように指導する。

(保護者への連絡、私学振興課への報告)

- ①学校では、連絡を受けた校長、副校長、総括教頭、教頭が、私学振興課や怪我をした生徒の家庭に連絡する。
- ②現地の対策本部との連絡を密にする。
- ③緊急の職員会議を招集し、対応策を検討する。(現地への応援職員の派遣、翌日の受け入れ体制に伴う授業変更等)
- ④旅行取り扱い業者との連携により、入院生徒の保護者の現地行きの説明を行う。また、必要に応じて災害補償等の説明を行う。
- ⑤必要に応じて育友会役員会、学年評議員会を招集し、事実を説明するとともに保護者の不安・動揺を極力静めるようにする。
- ⑥校長は、学校で経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。

(事後措置)

- ①事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意をもって対応する。
- ②他学年の生徒たちにも事情を正確に説明する。
- ③育友会の緊急役員会の開催や各家庭への通知文の配布により、正確な情報を保護者に提供し、理解を求める。
- ④帰校後、校長は保護者に対して改めて事故の概要を説明し、理解を求める。
- ⑤学校責任者、教職員で現地に残された生徒の見舞いと付き添いの交代、現地での事後処理に当たる。
- ⑥事故の経緯について、簡潔かつ正確に記録する。
- ⑦事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。
- ⑧情報を聞いて取材に来る報道関係者に対し、対応の窓口を一本化する。
- ⑨事故者に同乗していた生徒については、後遺症のことも考えられるので、事後の観察指導を十分にを行うとともに、必要に応じてカウンセラーの派遣を要請する。

安全指導（教育）の充実

（事故原因と対応についての分析）

- ①事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
- ②事故の再発防止のため、旅行計画の内容について安全指導と安全管理の徹底を図る。
- ③修学旅行等における、緊急事態発生時の教職員の体制を再確認する。

（事故発生に備えた学校の体制の確立）

- ①見学旅行中に事故が発生した場合を想定し、教職員の役割分担を定め、全員が理解しておく。
- ②緊急な場合に連絡する医療機関、関係諸機関の所在及び電話番号等を把握しておく。
- ③心肺蘇生（の使用法を含む）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

（その他）

- ①生徒に修学旅行の意義を明確に理解させる。（集団行動を通して自立心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成する等）
- ②学校責任者、引率教員が生徒の名簿を持参する。また、公共交通機関（列車・飛行機・船）で移動するとき、教員が携行する旅行の手引き等には、号車ごとの生徒の座席表、部屋割り表等を記載しておく。

5. 校内での転落事故

（事例）生徒Aが、校舎の4階から転落し、全身を強く打ち、意識不明となった。救急車を要請し、病院に搬送されたが、死亡が確認された。

（事故発生からの対応のポイント）

状況把握及び初動対応

- ①正確な発生事実を把握する。
- ②「情報連絡リスト」を用いて、各初動連絡先に連絡する。
- ③次の各所へ、担当者を決めて連絡する。

ア 応急処置

イ 119番通報、救急車の誘導、消防署員への対応

ウ 救急車への同乗、医療機関と学校との連絡

エ 保護者への連絡（第1報）及び（搬送先の医療機関の情報等、第2報以降は適宜とする。）

オ 警察への連絡（119番通報により来校することがある。）、警察署員の現場への誘導

カ 事故現場の立入を禁止し、警察への現場検証への立ち会い

キ 他の生徒への対応（現場の立ち入りを禁止し、安全の確保）、自殺が疑われるような場合は、後追いの可能性も含めて、生徒の見守りを徹底し、生徒の安全が確保できる体制をとる。教室に待機させる場合は、校長（副校長）から伝える。担任から伝える場合は、共通の説明資料をもとに伝える。

- ④当該生徒の情報の把握 ⇒ 出席状況、学習状況、部活動の状況、友人関係、教員との関係、クラスでの様子、家族の状況、健康の状況など
- ⑤校長（副校長）は、事故の概要を私学振興課に第1報を入れる。

（教職員の対応）

- ①管理職のもと、情報の一元化を行う。
- ②学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応などは、校長を中心とする主任等の教職員で協議・決定する。学校として通夜式や告別式にどのように対応（交通手段、参加者、移動に係る費用の扱い（個人負担など）教職員の体制等）するかを決める。生徒の参列は強制しない。今後の授業、行事、部活動等をどうするのかを決定する。（できる限り平常の教育活動を行うようにする。行事等は延期する。）
- ③報道等で学校は混乱しているが、職員会議（臨時も含む）等の情報共有の場を設定し、正確な情報を教職員が共有し、組織的に動く（職員会議の時間等を事前に知らせる。共有する内容は文書にまとめて配

布するなどの準備をしておく)。

④各ホームルーム、各学年等において、生徒の様子を観察し、気になる生徒の情報を集約する。

⑤養護教諭、学校安全管理顧問、スクールカウンセラー、関係する教職員でケア会議を開く。

(在校生への対応)

①事案当日に、次の点について検討して対応する。事案の内容をどのような手段で伝えるか、全校集会なのか、ホームルームなのか、文書なのか等を決定する。また、どの時点で下校させるか、当日の部活動をどうするかなども確認する。

②生徒・教職員の様子を観察する。

③朝の登校時やSHR等で生徒の様子を観察し、気になる生徒の情報を集約する。

④生徒の様子により、教務部が中心となり、カウンセリング計画を立てる。

(ネットの監視等について)

①ネットへの書き込みなどの監視をできるだけ行い、ネットへの書き込みに対しては、削除依頼を行うなど、私学振興課と連携して対応する。

②ネットへの書き込みは、内部生徒から発信される場合が考えられるので、日常の指導から厳重に注意をしておくことが必要である。

(保護者への対応)

①育友会役員(保護者会)に対する対応

- ・育友会会長(保護者会)に連絡して状況を説明する。
- ・臨時の育友会役員会の開催について検討し、必要があればすぐに開催して、状況を報告するとともに、今後の対応について協議する。
- ・文書を出す場合には、何を伝えるか、育友会会長と校長の連名にするか等検討する。
- ・なお、文書を出した場合には、何らかの形で報道等へ伝わることがあり、問い合わせがあり得ることを念頭において対応する。

②在校生の保護者に対する対応

- ・正確な情報を素早く提供し、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。
- ・情報としては、事案の事実、学校の様子、今後の予定などを提供する。
- ・生徒に気になるサインがあれば、学校に知らせてもらうよう依頼し、学校と保護者が連携して取り組む。

(遺族への対応)

①校長、副校長、総括教頭、教頭、担任、部活動顧問等の関係のあった教職員が家庭訪問する。

②遺族の気持ちに寄り添うことを第一に対応することを心掛ける。特に事務的にならないように心掛ける。

③事実を公表したり、個人情報を提供したりする場合(生徒、保護者、場合によっては報道等)などは、遺族に確認をとる必要があるが、遺族の心情を踏まえ、ある程度の時間をおいて確認するなど、学校側の都合のみで対応することのないように留意する。確認が取れなかった場合は、支障のない範囲での公表にとどめる。

④さまざまな情報が錯綜して遺族に伝わることもあるので、全教職員は誠実に対応する。

⑤通夜式や告別式の参列については、遺族の意向を確認して対応する。生徒が参列してもよいか確認する。

⑥葬儀以降も、節目ごとにかかわりをつづける。

⑦学校における調査の結果については、できるだけ速やかに遺族に説明する。

(警察との連携)

①捜査への協力

ア 学校責任者(校長・教頭)の許可のもとで、事情聴取に当たるように依頼する。

イ 生徒への事情聴取には、教員が同席して、情報をまとめる。

ウ 教員が事情聴取を受ける場合は、主任等複数人の教職員が同席し、情報をまとめる。

エ 事情聴取後、同席した教職員が、聞き取った情報を集約して管理職に報告する。

②警察情報の確認 ⇒警察が、今後この事案をどう扱うか確認する。

- ・報道発表の有無
- ・報道発表する場合は、報道内容を確認する。(例：捜査中、現時点では事件性はないものと考えられる等)

(報道対応)

- ①報道関係は、何らかの形で事前に情報を入手していることが多い。また、事前の詳細な内容(発生時間、該当生徒の学年、学科、年齢、性別、発生場所等)、背景(これまでの生徒の様子、いじめや悩みの有無、遺書等)、学校としてのコメントを求めてくる。このことを念頭に、何をどこまで伝えるかを事前に明確にして対応する必要がある。
- ②最初の報道機関への対応時に、校長と副校長で対応し、それ以降の対応も同内容で受け答えをする。その後、公表すべき事実が明らかになった場合には、既に対応済みの報道にも必要に応じ追加説明をする。
- ③発生の概要、学校の対応経過と今後の予定、見解などを文書にまとめ、顧問弁護士を交え、想定質疑を準備する。
- ④複数社から問い合わせがある場合は、必要であれば記者会見を開くことも考える。また、報道から記者会見の要請があった場合は対応する。(弁護士の同席について検討する。)

(調査について(背景調査))

- ①関係生徒の心情や様子等を確認しながら聞き取りを行う。(できるだけ速やかに)
- ②必要に応じて、全校生徒へのアンケート調査を行う。
- ③聞き取り調査およびアンケート調査について検証し、必要に応じて面談や再調査を行う。
- ④管理職を中心として、教職員から当該生徒が置かれていた状況について、聞き取りを行う。
- ⑤遺族の要望・意見を聞き取る。

6. 不審者の侵入

(事例) 放課後、教頭が校庭に目をやると、見知らぬ人物が棒状のものをもち、辺りをうかがいながら生徒玄関の方へ歩いて行くのが見えた。不審に思った教頭は、その人物の方へ向かった。

(事故発生からの対応のポイント)

侵入者の早期発見・確認

- ①教頭又は発見者は、侵入者と間合い(おおよそ2メートル以上)の距離をとりながら、声を掛けて目的を尋ねる。
- ②服装や表情、所持品等に注目し、不審者かどうか判断する。
- ③来校の理由がない場合は、退去を求め玄関まで付きそう。再侵入に注意する。

(学校への不審者侵入時の人的被害の防止と対応)

- ①不審者が指示に従わない場合、退去指示を繰り返すとともに、他の教職員の応援を呼ぶ。近くにいる生徒の安全確保とともに、校長(副校長)へ連絡する。
- ②受付を無視して立ち入ろうとしたり、退去指示に従わなかったりした場合、又は言動も含め暴力行為に及んだ場合、校長(副校長)は警察に連絡する。
- ③教職員は、生徒の安全を確保するとともに、不審者の移動を阻止するために防犯用具(刺股等)を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないよう注意する。
- ④担任等は不審者を生徒に近づけないようにし、生徒の掌握と安全に留意するとともに、必要な場合は適切に生徒を避難させる。

(負傷者への対応)

- ①不審者が侵入して暴力行為に及んだ場合、養護教諭や保健主事は、負傷者の有無などの情報を把握する。
- ②症状を確認し、応急手当を施すとともに、救急車の要請(場合によっては、医療機関等への連絡、搬送等)を行う。
- ③心肺が停止している場合は、止血後AED等を活用して心肺蘇生を実施する。

(事後の対応や措置)

- ①事件・事故に関する情報の収集・整理をし、できるだけ早く全保護者に事件の概要と今後の対応を

説明する。

②事件の記録と報告書を作成する。

③報道への対応は校長（副校長）が行い、私学振興課と協議・連携しながら対応する。

（教育活動の再開の準備及び事件・事故の再発防止策の実施）

①事件・事故の発生状況や対応の経過等を把握する。

②これまでの取組や対応策を見直し、問題点を整理する。

③教育活動の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

（事件に遭遇した生徒、その保護者、教職員等への「心のケア」の対応）

①専門機関との相談・連携等により生徒や教職員の心のケアを行う。

②心の被害を受けた生徒の保護者にも相談の場を設け、関係機関と相談しながら対応する。

【日常から必要な体制づくり】

学校の危険箇所の点検

①学校の門扉の閉鎖や職員玄関を除く校舎の施錠等、外部から侵入しにくい学校管理体制を整備する。

②来校者の名札等の着用、来校目的と記名を義務化し、事務室前に受付を設けて、理解と協力を得る。また、来校者の動向を確認し、できる限り教室に近づけないようにする。

連絡体制や指揮系統の整備

①不審者侵入や対応等に備え、緊急時にはいち早く校長（副校長）に伝わるよう連絡手段や体制を整備する。

②事件発生に備え、平常時に警察や病院などの関係機関と事件発生時の対応方法を確認しておく。また、連絡がすぐに取りれるよう電話番号などを整理しておく。

訓練の充実等

①教職員は、普段から来校者に声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備えた防犯訓練を実施する。

②刃物等を所持した不審者の侵入に備え、身の安全を守ることができるもの（刺股等）を用意し、訓練を通して正しく取り扱いができるようにしておく。

③全教職員が、AED等の救急医療器具の扱いや応急措置・心肺蘇生法に慣れておき、AED機器等設置場所の把握をしておく。

④生徒には、不審者侵入に備え、あわてず迅速に身の安全が図れるよう、危険予測・回避能力が身に付くような実践的訓練を計画する。

関係機関との連携協力

・校長（副校長）等は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について備えておく。

7. 生徒等の殺傷予告

（事例）〇月〇日〇〇時頃、校長宛に生徒の殺傷を予告する手紙が届いた。内容は、「本日の午後2時に、大牟田高校へ侵入し、生徒と教員を殺害する」というものであった。宛先は直筆で書かれており、犯行予告はパソコン打ちであった。

（事故発生からの対応のポイント）

状況把握とその対応

①手紙を受け取った校長（副校長）は、内容や特徴を把握するよう努める。

〈把握する内容〉

○文章について

消印（投函場所、日にち）、筆跡、使用筆記用具、文章の内容等

○相手の特徴について

年齢（子ども、青年、中年、高齢者）、文章の表記や使用単語の特徴

封筒や便せん、はがきの表面の状態など

- ②校長（副校長）は、警察署へ通報するとともに、私学振興課へ報告して必要な指示を受ける。
- ③校長（副校長）は、生徒が動揺しないよう配慮しながら、校内放送等で教職員を召集する。
- ④各担任等は、生徒を各教室に待機させ、以後、生徒を教室から出さないようにして安全を確保する。
- ⑤校長は、各担任等教職員に生徒の人数把握及び報告をさせる。
- ⑥総括教頭（教頭）は、他の教職員とともに門扉の閉鎖確認や校舎の入り口等の施錠を確認して、侵入者がいないか、爆破物等の不審物がないか監視・点検をする。
- ⑦教職員は、待機中の生徒の気持ちを落ち着かせるとともに、冷静に行動するよう指導する。
- ⑧総括教頭（教頭）は、校内の情報を収集し、事実と対応の経過を記録する。
- ⑨嫌がらせやいたずらの可能性もあるが、犯行が起こることを想定して行動する。
- ⑩以後、警察が到着するまで、この体制を維持する。

（警察との協力体制）

- ①警察が到着したら、その指示に従い、捜索等に協力する。
 - 事前に準備しておくもの（校舎配置図、校舎を案内する教職員の決定等）
- ②不審者等捜索後の対応
 - 不審者が発見された場合
 - ・不審者が侵入したことを教職員及び生徒に伝える。
 - ・教職員は生徒の安全確保に万全を期す。
 - 不審者が校舎内に侵入した時の対応
 - ・生徒に被害が及ばないように、担任は施錠するなど教室への不審者の侵入を防ぐ。
 - ・教職員は複数で、刺股等で侵入者に対応する。
 - ・養護教諭や保健環境部長は、負傷者の有無等の情報把握に努める。
 - ・負傷者がある場合、養護教諭は怪我の状況を確認して応急手当を施すと同時に救急車の要請を行う。
 - 不審者が発見されなかった場合
 - ・校長（副校長）は、不審者に対する警察の見解をもとに、翌日以降の校内安全管理の体制を確認する。
 - ・総括教頭（教頭）は、保護者宛の説明文書を準備し、下校までに配布する。

（事後の対応や措置）

- ①不審者が発見されなかった場合、一定期間登下校の見守りや警戒態勢等、学校の対応を決定し、近隣の学校や関係機関・団体等と協力・連携する。
- ②全保護者に文書で事件の概要と今後の対応を説明する。
- ③事件の記録と報告書を作成し、私学振興課へ報告する。
- ④報道等への対応は校長（副校長または教頭）が行い、私学振興課と連携・協力しながら対応する。

【日常から必要な体制づくり】

不審物の早期発見

- ①総括教頭（教頭）は、校長（副校長）が不在の時、犯行予告郵便と判断した際、校長代行として開封する。
- ②校長（副校長）は、全教職員に対し、不審郵便などを発見した際は、受取人に本人了解のもと、至急、開封する共通理解を図っておく。

連絡体制や指揮系統の整備

- ①事件発生に備え、平常時に警察や病院などの関係機関や団体と事件発生時の対応方法を確認しておく。
- ②総括教頭（教頭）は、緊急時に連絡がすぐにとれるよう、関係機関などの電話番号等を整理してお

く。

訓練の実施

- ①教職員は、普段から来校者に声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入時に備えた防犯訓練を実施する。
- ②教職員は、さまざまな状況に対応できるように役割分担を決めておく。

関係機関との連携・協力

- ・校長（副校長）は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について対策を講じておく。

8. 下校途中の交通事故

（事例）生徒Aが下校途中、学校近くの交差点の横断歩道を渡っていたところ、乗用車にはねられて、頭部を強く打ち、意識不明となった。事故を目撃した人が救急車を要請し、学校へ連絡したことにより、学校は交通事故の発生を知った。しかし、生徒の学年・名前などは不明であった。

（事故発生からの対応のポイント）

状況把握、救急措置、情報収集

- ①事故発生の連絡があったときは、受理した教職員が、通報者に事故の場所や119番の通報の有無、通報者の名前、連絡先等を確認し、直ちに校長（副校長）に報告する。
- ②校長（副校長）は、総括教頭（教頭）または複数の教職員に生徒名簿を持たせ、現場に急行させる。
- ③現場に着いた教職員は生徒を特定し、校長（副校長）に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また、状況に応じて次の対応を行う。

○救急車が到着していない場合

- ・出血等がなく意識不明であれば気道を確保 → 呼吸の有無を確認 → 呼吸がない場合には心肺蘇生を行う。（二重の交通事故とならない安全な場所の確保）

○救急車が到着していた場合

- ・教職員1名は救急車に同乗する。医療機関で保護者や医師から診断・治療等を聞き、校長（総括教頭）に報告する。
- ・教職員1名は、現場に残り、事故の経緯について情報を収集する。また、下校途中の生徒が事故現場に集まってくることもあるので、指導して下校させる。

○救急車が出発していた場合

- ・学校から、消防署に搬送先を確認し、教職員を医療機関に派遣する。教職員は生徒を特定し、校長（副校長）へ報告するとともに、保護者へ連絡する。保護者や医師から診断・治療等を聞き、校長（副校長）に報告する。

（被害生徒、事故目撃生徒等への対応）

- ①生徒の状況により、校長（副校長）と担任が速やかに見舞う。
- ②保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。
- ③事故に関しては、関係する生徒のさまざまな反応が予想される。校内での体制を整備し、情報収集や今後の対応の在り方を検討するとともに、必要に応じて専門家の支援を求めたり、保護者等の相談を受けたりする。
- ④生徒の心のケアに努める。

（事後措置）

- ①校長（副校長）は、情報を整理して私学振興課への事故報告を行う。また、通学途中の自動車による交通事故等の場合は、加害者に医療費等の損害賠償責任が発生し、その救済には自動車損害賠償保障法に基づき、自動車損害賠償責任保険等や政府の自動車損害賠償保障事業（ひき逃げなどの場合）により行われる。
- ②反省点や再発防止のための指導ができるよう、要点をまとめ整理しておく。
- ③事故現場における安全施設上問題点で、整備が必要であるならば、その対策を検討し、関係機関等と協議し改善を図る。

- ④事故の発生原因に基づき、横断歩道を渡る際には、必ず一度止まって左右の安全を確認してから横断することや車はすぐに止まれないことなどの基本等を、高校生であっても繰り返すことが必要である。

9. 学校における感染症

(事例) 3年生の生徒Aの家族が感染症を発症していることがわかった。その後、保健所の指示により生徒の家族が接触者健康診断を受けた結果、当該生徒は感染症と診断された。

(事故発生からの対応のポイント)

状況把握とその対応

- ①校長(副校長)は校内の状況を把握し、学校医、私学振興課、所管する保健所等に連絡し、当該生徒の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期す。(私学振興課と保健所には速やかに出席停止開始報告を提出する。)
- ②他の2次感染者発見のため、健康観察や教職員間の情報交換により生徒の健康状況を把握する。
- ③当該生徒の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ④接触者の感染症検診結果など、過去の結核に関する健康診断結果を把握しておく。

(処置、報告等)

- ①学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止、その他の事後措置の計画を立てる。
- ②保健所等が行う検査や調査に協力する。
- ③接触者の特定とリストの作成に協力する。
- ④情報の共有化を図り、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。(外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、生徒の健康状況の把握及び私学振興課等への報告)
- ⑤私学振興課や保健所、報道機関には、窓口(副校長)を一本化し責任をもって対応できる体制をとる。
- ⑥集団感染が確認されるなどの状況によっては、私学振興課から報道機関へ情報提供をする場合があるため、私学振興課と連携をとりながら対応する。(集団感染とは、「同一の感染源が2家族以上にまたがり、20人以上に感染させた場合をいう。但し、発病者1人は6人が感染したものと感染人数を計算する」と定義されているが、判断は状況により異なるので、保健所との連携のもと対応を進める。)
- ⑦私学振興課へ第1報を電話で報告するとともに、速やかに報告様式により発生報告をする。第2報以降については報告様式の定めはないが、必要に応じて報告する。

(生徒・保護者への連絡等)

- ①生徒Aと接触した生徒の保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- ②保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力を要請する。
- ③保護者からの相談への対応をする。
- ④必要に応じて、生徒への説明を実施する。
- ⑤個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。

(事後措置)

- ①校長(副校長)は、結核発生の経緯を整理し、対応等についてまとめ、保健指導の充実・推進を図り、結核を含めた感染症の予防に努める。
- ②生徒の心のケアに努める。

(日常の対応)

- ①学校は集団生活する場であり、感染症が発生したら集団発生する恐れが十分あるため、生徒及び教員の定期健康診断は全員が受診するようにする。また、精密検査受診対象者の受診の確認と結果の把握をする。
- ②生徒に対しては、保健学習及び保健指導を行い、日常生活において感染症予防のための実践、特に規則正しい生活習慣の形成ができるように指導する。特に、感染症は、免疫力を高めるために体力

をつけることが大切であるため、日ごろから運動を行うとともに、栄養・休養・睡眠などを適切にとるよう指導する。

- ③生徒に対して健康観察等により体調の異常等の発見に努め、感染症を疑う症状（咳、たん、発熱などの場合）がみられる生徒には、速やかに学校医、又は医師の診断を受けさせるなど、患者の早期発見に努める。
- ④地域における感染症の発生及び流行状況に注意し、早期にその症状を把握する。

【感染症の種類】（学校保健安全法施行規則第18条）

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
- 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性滑膜炎その他の感染症

10. 食物アレルギーによるアナフィラキシー

（事案）生徒Aが、全身に強いかゆみがあり、気分が悪くむかむかした感じであると訴えてきた。担任が生徒Aに話しかけている間に、生徒Aはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。アナフィラキシーが疑われる。

【アナフィラキシーとは】

- ・食物、薬物、ハチ刺されなどが原因で発生する全身性の急性アレルギー反応で、急激な症状悪化から死に至る可能性もある重篤なアレルギー反応である。
- ・アナフィラキシーでよく見られる症状として、じんましん、呼吸困難、腹痛、おう吐、下痢及び血圧低下を伴うショック等がある。

（事故発生からの対応のポイント）

状況把握とその対応

- ①担任は直ちに、近くの教室の教職員に依頼して、校長（副校長）および教職員に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教諭等複数の教職員を教室に呼ぶ。（担任はできるだけ生徒Aから離れないようにする。）
- ②担任や養護教諭は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした生徒Aに対し、次の点に留意し対応させる。
 - ・安静にさせる。
 - ・食べ物が口の中にある場合は、誤えんによる窒息を防ぐために、自分で吐き出させるか、背部叩法等（背中を強く叩く）により除去する。
 - ・ショック体位（足側を15cm～30cmほど高くする姿勢）をとらせる。
 - ・気道の確保を行う。（頭部後屈あご先拳上法等）
 - ・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。（背負ったり、座らせたりして移動することは避ける）
- ③担任や養護教諭は必要に応じ、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
- ④救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。

- ⑤担任や養護教諭は、救急隊員に当該生徒のアレルギーに関して、生徒の状況や保護者から得ている情報及び摂取して疑われる食べ物など、必要な情報を伝える。
- ⑥他の生徒には、経過についてある程度説明する。また混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないように留意する。

【注意】

学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって1人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

(保護者への連絡等)

- ①担任（不在時には、教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先などを知らせる。また、主治医及び学校医に連絡する。
- ②校長（副校長）と担任は、状況に応じて医療機関に駆けつけ、生徒Aを見舞うとともに、保護者に状況を説明する。

(事後措置)

- ①校長（副校長）は、報道等の取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口（副校長）を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱することのないよう配慮する。
- ②校長（副校長）は、原因、対応策等を分析し、校内の体制見直しなど再発防止策を講じる。

1 1. 地震による災害

(事例) 授業中、宮崎県日向灘（太平洋）沖で、南海トラフを震源とするマグニチュード8.7のプレート境界型地震が発生し、九州全域が震度6強の激しい揺れに襲われた。校舎内の窓ガラスは多く割れ、蛍光灯などが落下した。揺れている間、生徒は机の下などに隠れて身を守っていたので、ほとんど怪我はなかったが、恐怖心で一時、パニック状態になった。地震発生後、「有明海」に大津波警報が発表された。

(災害発生からの対応のポイント)

初期対応

- ①緊急地震速報が放送された時は、揺れが到達するまでの間に、生徒等に対して危険な場所から離れ、身の安全を守るよう呼びかけるとともに、自身も身の安全を確保する。
- ②普通教室で授業中の場合は、生徒を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持たせる。
- ③身を隠すところがない場合は、手近にあるカバン・本などで頭を覆いできるだけ低い姿勢をとらせるなど場所や状況に応じて適切な行動をとらせる。
- ④火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ⑤恐怖と不安で生徒は落ち着きを失っていることがあるので、教職員は具体的な安全への指示をするよう心掛ける。
- ⑥ドアや窓を開け、脱出口を複数確保するとともに、何よりも落ち着いて行動する。

(避難する時)

- ①校内放送等で全校に避難を指示する。
- ②火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回等の指示をする。
- ③各教職員は、生徒に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。(先頭や最後尾には教職員がつくように工夫する。)
- ④負傷者の有無を確認し、必要に応じて応急処置を行う。
- ⑤煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、安全な場所へ避難する。
- ⑥指示をした避難場所に集合後、直ちに人数の確認を行う。

(行政機関への報告)

- ①校長（副校長）は、人的・物的被害状況を把握し、私学振興課へ報告する。
- ②必要があると判断したら、消防等の関係機関等へ救助要請等を行う。

(下校)

- ①通学路の安全が確認できるまでは、学校に生徒をとどまらせるのがよい。
- ②生徒を下校させる場合は、余震を考慮するとともに、適切にテレビ等からの情報を収集し、安全確保に留意する。
- ③安全が確認された場合、必要に応じて保護者と連絡をとり、安心させる。

【教職員の緊急動員計画】（基準）

勤務時間内（校内）	勤務時間内（出張中）	勤務時間外および出張中
管理職	直ちに配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく
一般教職員	直ちに配備につく でき得る限り早期に出勤し配備につく	直ちに所属校に帰校し配備につく

※「学校における防災の手引き」から

1 2. 体罰（1）

（事例）〇〇〇の九州大会の試合での全校応援中に、指定された場所を離れて勝手に行動を始めた生徒のグループに対して、教諭Aが平手で頭部を殴打したり、足で尻を蹴るなどの暴行を加えた。

（事故の概要）〇〇〇の全校応援中に当該教諭は、巡回係として〇〇〇〇場の周りで指導に当たっていたが、指定された場所を離れ、制止しようとした教員を無視して、勝手に行動を始めた生徒の集団を見つけた。すぐに駆けつけて連れ戻そうとしたが、広範囲に逃走したため、追いかけてながら背後から平手で頭部を殴打した。また、別の教員が座らせて指導している生徒の中に、反抗的な態度の生徒がいたので、順に頭部を平手で殴打したり、尻を蹴ったりした。生徒に怪我はなかった。

（事後の状況）

- ①〇〇〇場で応援していた校長（副校長）に、直ちに事故の報告があったが、付近の人からは暴行事件として警察に通報もされた。
- ②当該教諭は、警察に連行されて事情聴取を受け、翌日から自宅待機となった。
- ③当該生徒たちからの事情聴取及び状況調査を行い、指導の行き過ぎがあった点は、当該教諭から謝罪を受けた。この際、生徒たちからは、自分たちも悪かったという反省の言葉があった。
- ④関係生徒には校長（副校長）からも謝罪し、生徒たちには今回の件について学校への要望を聴取する機会を設けるとともに、以後、このような事態を起こさないことを約束した。
- ⑤担任及び総括教頭（教頭）が、関係生徒の保護者に状況の説明と謝罪の電話をし、どの保護者からも理解が得られた。

（校内の取組）

- ①職員会議を開催し、事故の概要報告と今後の対応の在り方について協議を行い、次のような意見が交わされた。
 - 全校応援などの場合には、教員も応援に気をとられ、生徒指導が一部の教員に任せっきりになったこと
 - 応援の際の生徒指導の在り方について、計画を明確に立案する必要があること
 - 体罰は生徒との信頼関係を一遍に崩してしまうものであること
- ②改善策
 - 生徒との対話を重視する指導方法の徹底（力に頼る指導をしない。）
 - 応援に当たっての生徒への事前指導の徹底（約束事を遵守させる。）
 - 指導教員の配置の見直しと複数指導体制の徹底（1人だけで指導しない）

1 3. 体罰（2）

（事例）〇〇〇部を指導中の顧問が、髪の毛を茶色に染めてピアスをしていた部員の生徒の顔を平手で殴打し、足で蹴ったり髪を引っ張って振り回すなどの行為を行った。

（事故の概要）当該教諭は、〇〇〇部の顧問として、「技術の向上だけでなく、部活動以外の学校生活が大切である。」と日常から生徒に言い聞かせて指導していたが、事故発生日に生徒Aが髪の毛を染

め、ピアスを付けていた状態で練習に参加しようとしたため、日常厳しく指導していることを裏切られた思いで、生徒Aの顔面を2～3回殴打し、当分の間練習に参加させないことを告げ、体育館から出て行くよう指示した。生徒Aは唇を裂傷し全治1週間の怪我をした。なお、体罰については校長へ報告していなかった。

(事後の状況)

- ①生徒Aの保護者から、私学振興課に体罰が行われたとの電話があった。
- ②私学振興課から、部活動顧問による体罰があったとの連絡を受けた校長(副校長)は、事実確認の後、当該教諭の部活動の指導をしばらく中止させた。
- ③校長(副校長)、総括教頭(教頭)、当該教諭の3人で生徒Aの家庭訪問を行い、状況の説明と謝罪をした。
- ④保護者からは、体罰も問題であるが、それ以上に厳しすぎる部活動指導の在り方自体に大きな問題があるのではないかという苦情もあった。
- ⑤部員たちからも、今までの顧問の指導の在り方に対していろいろと不平不満が出た。
- ⑥部員と顧問の間で、部活動の在り方について話し合いが持たれた。
- ⑦話し合いでは、お互いに率直な意見が出され、これからの活動に際して有意義なものであった。
- ⑧保護者も、顧問を信頼して〇〇〇部の再建に力を貸すことを約束した。

(校内の取組)

- ①校長(副校長)は、育友会(保護者会)などに謝罪するとともに、今後あらゆる機会を通じて指導を徹底し、事故の再発防止に努めることを約束した。
- ②部活動の在り方について、教員同士で意見交換を行った。
- ③部員に対しては、校長(副校長)から早い段階で状況の説明を行い、また謝罪もした。部員たちは、素直な表情でしっかりと聞いていた。
- ④〇〇〇部の活動を休止させることはできないので、顧問が部活動を離れている間は、外部コーチに、しばらくの間指導を委ねた。

【学校教育法第11条】

「校長および教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

①行政上の責任

- 信用失墜行為の禁止《地方公務員法第33条》 ○懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)
- 校長の監督責任《学校教育法第28条3項》 ○教員免許状の取り上げ《教育職員免許法第11条》
- 法務局の調査、説諭及び勧告《法務省設置法第4条26号》

②民事上の責任

- 不法行為による賠償責任《民法第709条、710条》 ○損害賠償責任と求償権《国家賠償法第1条》

③刑法上の責任

- 殴る・蹴る《暴行罪 刑法第208条》 ○身体を傷付ける《傷害罪 刑法第204条》
- 不当に長時間居残す《監禁罪 刑法第220条》

1 4. 学校施設の爆破予告

(事例) A高等学校で2時間目の授業中(10時30分ごろ)、事務室に、男から「昨夜、学校の中に爆弾を仕掛けた。12時に爆発するようにしてある。」と電話があった。電話を受けた職員は、電話を引き延ばし、爆弾を仕掛けた場所などを聞き取ろうとしたが、相手はそれ以上詳しいことを言わずに突然に電話を切った。

(状況把握とその対応)

- ①電話を受けた職員は、どこに仕掛けたのか、いつ爆発するのかなどの重要事項や性別、年齢などの相手の特徴を把握するように努める。なお、電話に録音機能がある場合、不審な電話に対しては録

音を心掛ける。(事務室及び教頭席に録音機能の電話機がある。)

【把握する内容】

- 爆発物について(・いつ爆発するのか・どこに仕掛けたのか・爆発物の種類・仕掛けた理由等)
- 相手の特徴(・性別・年齢(子ども、青年、中年、高齢者)・声(高い、普通、低い、だみ声等)・訛り・声の背後に聞こえる声等)

- ②電話を受けた職員は、直ちに電話の内容を校長(副校長)に報告する。
- ③校長(副校長)は、110番通報し、必要な指示を受ける。また、私学振興課へ報告する。必要に応じて消防署等にも通報する。
- ④校長(副校長)は生徒の安全を確保するため、学校内外の安全な場所に生徒を避難させることを決定する。(嫌がらせやいたずらの可能性もあるが、爆発が起こることを想定して行動する。)
- ⑤校長(副校長)は、全教職員を緊急招集し、事実を説明するとともに、教職員が生徒を避難誘導するように指示する。なお、爆発まで時間がない場合は、校内放送等で避難の連絡をする。
- ⑥教職員が分担し、避難経路及びその付近に不審物がないかを確認のうえ、迅速に避難を行う。
- ⑦教職員は、避難後、点呼を行うとともに、校舎内に生徒が残っていないかどうか確認する。
- ⑧総括教頭(教頭)は、避難の完了と校内の不審物情報について、校長に報告する。
- ⑨教職員は避難している生徒の気持ちを落ち着かせるとともに冷静な行動をするよう指導する。
- ⑩総括教頭(教頭)は、校内の情報を収集し、事実と対応の経過を記録する。
- ⑪総括教頭(教頭)は、校地内に、来客や業者等が立ち入らないように、教職員を校門等に配置するなどの措置を行う。

(警察による捜索と対応)

- ①警察が到着したら、その指示に従い、捜索等に協力する。

○校内の捜索への協力

- ・校舎配置図などを用意しておく。校内を案内する教職員を決定しておく。

○事情聴取

- ・校長(副校長)および電話を受けた教職員に対する事情聴取がある。
- ・校内の不審物の存在情報の把握をしておく。

②捜索後の対応

○爆発物が発見された場合

- ・校長(副校長)は、警察の指示に従い、避難場所を再検討し、必要に応じて変更するなど、生徒の安全確保に万全の体制をとる。
- ・校長(副校長)は、生徒の安全確保を図るとともに、保護者への引渡し等、下校方法について決定する。
- ・校長(副校長)は、警察の指示に従い、消防署等の関係機関に連絡する。
- ・校長(副校長)は、爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- ・総括教頭(教頭)は、保護者宛の文書を準備し、下校まで配布するように努める。
- ・校長(副校長)は、授業の再開に当たり、生徒に事実等を説明する。

○爆発物が発見されなかった場合

- ・校長(副校長)は、爆発物に対する警察の見解をもとに、授業の再開を決定する。
- ・校長(副校長)は、授業の再開に当たり、生徒に事実を説明する。
- ・総括教頭(教頭)は、保護者宛の説明文書を準備し、下校までに配布する。

(報道への対応) 報道等への情報提供又は取材等に対して、私学振興課及び警察と連携して行うことが必要である。また、個別の取材についても、何をどこまで説明してよいのかを決定しておく。一律の対応メモがあると各社の取材に対してブレが出ない。なお、対応の窓口は校長(副校長)に一本化する。

(事故発生に備えた学校の体制の確立)

- ①緊急な場合に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、整理しておく。
- ②避難訓練などをとおして、生徒の緊急避難が速やかにかつ確実に行われるようにしておく。
- ③夜間警備のシステムを有効活用するとともに、日中においては、不審者の侵入を防止するために、監視を怠らない。

15. 個人情報記載文書等の盗難および紛失

(事例)月曜日の午前7時30分に教員Aが出勤したところ、職員室に何者かが侵入した形跡があり、職員室やロッカーが荒らされていた。教員Aがみたところ、ロッカーから、全校生徒と過去の2年分の卒業生の名前、住所、電話番号、保護者名等が記録された名簿が、また1・2年生の成績を保存しているパソコンがなくなっていた。

(状況把握とその対応)

- ①事態を把握した教員は、直ちに校長(副校長)に報告する。
- ②校長(副校長)は、現場を保存し、直ちに警察へ通報するとともに、私学振興課へ第1報を報告する。
- ③校長(副校長)は、紛失している文書に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。また、他に紛失している文書等がないかどうかを確認する。更に、該当する文書等を持ち出している教職員がいないかを確認する。
- ④総括教頭(教頭)は、外部等の対応を簡潔かつ正確に記録する。
- ⑤私学振興課と連携して、今後の対応を決める。

(例) ・2次被害の防止策
・生徒と卒業生及び保護者への説明内容及び方法
・報道機関等への公表

(内容) ・発生日時、侵入・発見の状況、被害状況(対応と今後の方針等)

- ⑥生徒・保護者への説明を行う。
- ⑦私学振興課と協議の上、必要に応じて報道等への公表を行う。

(生徒・保護者への連絡等)

- ①育友会役員等(保護者会)に連絡し、事実や対応の説明を行う。(必要に応じて緊急役員会の開催)
- ②生徒へは集会等で事実を説明するとともに、不審な電話や不審者等に気を付けるよう指導する。また、何かあれば、学校へ連絡するとともに、状況によっては警察へ届けるよう指導する。
- ③保護者へは、文書等をとおして事実を説明し、不審な電話や不審者などに気を付けてほしいことをお願い等を伝える。
- ④相談・苦情の窓口及び担当を決めて、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。

(事後措置)

- ①警察と私学振興課から、今後の対応について助言を得る。
- ②個人情報保護に関する校内ルールを再確認し、徹底する。

(学校における具体的な取組)

- ①個人情報に対する理解の促進
・個人情報の保護が強く求められていることから、個人情報の重要性及び個人情報の保護、保管に係る責任の重さについて教職員の理解を深め、意識を高めるよう研修を充実させる。
- ②校内体制の整備
・文書の管理責任者を定め、個人情報記載文書やUSBメモリー、ハードディスク等の記憶媒体(以下「個人情報記載文書等」という)の適正な取り扱い(保管・利用・廃棄・研修等)が日常的に行われる校内体制を整備する。
- ③個人情報記載文書等の適正保管
・外部に流出してはならない公文書等(電子情報を含む)については、施錠できる場所に保管(保管庫等と部屋の2重施錠)し、校舎外へ持ち出さない。また、やむを得ず校舎外へ持ち出す場合には

校長の許可を得る。

④個人情報を含むデジタル情報の管理

- ・USB メモリー、ハードデスク等の記憶媒体に保存されたデジタル情報は、流出すると、インターネットを通じて世界中に広がる可能性がある。こうした事故を防ぐために、③の適正管理をはじめ、離席時にはパソコンを閉じることや使用時にはパスワードの入力が必要となるように設定する、パスワードは適宜更新したりすること等の対策を行う。

⑤文書の破棄

- ・個人情報記載文書等が保存期間を過ぎても長期にわたり放置されていることは、個人情報、流出事故が発生する要因になることから、定期的な廃棄処分の方法について定めるとともに確実に実行するよう努める。

⑥収集している個人情報の見直し

- ・現在収集している個人情報について、「あれば便利」の観点ではなく、「真に必要」な情報であるかを文書ごとに再検討する。また、写真、住所、保護者名などが、当該文書に必要なか否かについて再度点検する。

⑦校舎の管理体制の強化

- ・外来者への名札着用や教職員による声掛け・挨拶などを徹底する。また、休業日等の部活動時に校舎内や職員室が無人になる際には、施錠をする。

※参考資料

『学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針』（文部科学省）

16. いじめ

（事例）高校1年生の男子生徒 A が、同じクラスの同級生 B・C から、陰口等の言葉によるいじめを長期にわたり受けていて、我慢できずに担任に相談して発覚した。

（被害生徒の状況把握とその対応）

- ①事実確認を行い、その時に受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、被害生徒だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ②相談を受けた担任のみで判断するのではなく、校長（副校長）に報告し、教頭、学年主任、生徒部、学校安全顧問と情報を共有するとともに、学校の問題ととらえ対応する。
- ③被害生徒の心情を十分に理解しながら、時間的な経過や具体的な状況を関係者から聞き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、本人の訴えを真剣に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
- ④被害生徒を守り通す姿勢を示した上で、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、信頼されている教職員等が聞き取るようにする。
- ⑤相談を受けたいじめが一定の限度を超える場合には、厳しい対応策をとることも必要で、特に暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、警察等とも連携して対応する。
- ⑥養護教諭や教育相談センター等が協力して、心のケアに努める。

（加害生徒の状況把握とその対応）

- ①事実関係を調査し、当事者だけでなく、その友人関係等から情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ②担任のみで判断するのではなく、校長、教頭、学年主任、生徒指導部、学校安全顧問と情報を共有するとともに、学校の問題ととらえ対応する。
- ③いじめを起こした背景や時間的な経過など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追求するのではなく、当該生徒の生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させ明確にする。
- ④聞き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際、一方的な説諭にならないようにし、信頼されている教職員が聞くなどの工夫をする。

- ⑤心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。
- ⑥自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重することの大切さを気付かせる。

(保護者への連絡、私学振興課への報告)

- ①速やかに保護者に家庭訪問や電話等で事情を伝える。
- ②被害生徒の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取組について説明し、理解と協力を依頼する。
- ③加害生徒の保護者には、状況の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。加害生徒の保護者には、犯罪者という意識を捨てて、丁寧な説明を心掛ける。
- ④必要に応じて、速やかに私学振興課への報告を行う。

(事後措置)

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を1人1人の生徒に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ②いじめられている生徒については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ③新しい情報が得られ次第、対応を協議する。
- ④解決したと見られた後も、継続して生徒の様子を観察し、適宜指導する。

【いじめ防止対策推進法】〈概要〉(文部科学省)

1 総則

- (1)「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること
- (2)いじめ防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること

2 いじめの防止基本方針等

- (1)国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること
- (2)地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること

3 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- (1)学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
 - 道徳教育の充実
 - 早期発見のための措置
 - 相談体制の整備
 - インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、いじめの防止等の対策に従事する人材の確保
 - 調査研究の推進
 - 啓発活動について定めること
- (2)学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと
- (3)個別のいじめに対して学校が講ずべき措置
 - いじめの事実確認
 - いじめを受けた児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること
 - 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめ防止等に関する措置を定めること

4 重大事態への対処

- (1) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にする調査を行うものとする
- (2) 学校の設置者又はその設置する学校は、(1)の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする

17. 相談・苦情への対応

(事例) 一般市民から、次のような内容(苦情)の電話があり、教員が対応した。

「通学途上のマナーが悪く、ひどい目にあっている。朝、〇〇高校の生徒が数人で、道路いっぱい広がって自転車で並進し、通行の妨げになっている。今日は注意をしたら、逆に私にからかってきた。どういう教育をしているのだ。その生徒の名前をすぐに知らせろ。お陰で、今日は事故を起こしそうになった上、会社に遅れた。今日だけの話ではない。以前にもあった。こんな状態がつづくならば、マスコミに訴えるぞ。校長に電話を代われ！学校は今すぐ謝罪文を書いて寄せ。」〈毎朝のことらしく、相手はかなり興奮した様子であった。車に接触されたこともあったらしく、その修理代を要求するひどい剣幕であった。〉

(相談・苦情(電話等)を受ける際の留意点)

- ①どのような案件であっても、まず誠意をもって対応する。匿名の電話であっても、こちらは所属や名前を名乗る。あわてずに、丁寧に落ち着いて対応する。
- ②相手の話しを十分に聞き、相手の気持ちを受け止める。初期対応を誤り、相手の憤りを増幅させると、逆に面倒になる。
- ③積極的な傾聴、あいづち、繰り返し、要約、効果的な質問等で、相手の気持ちを落ち着かせる。
- ④「たらい回し」にしない。相手が求めることについて回答ができない場合は、こちらから電話をかけ直すと言って、相手の名前、電話番号等を聞く。
- ⑤「校長を出せ」と言われる場合があるが、第1次的には生徒部長であり、生徒部長不在の場合は、副校長(総括教頭・教頭)が対応する。
- ⑥対応について簡単でよいから記録する。
- ⑦回答を保留しても構わない。事実確認のために、一旦、預かることも必要である。
- ⑧あいまいな回答や謝罪をしない。特に、安易な約束や、安易な文書による謝罪はしない。相手に録音されている場合がある。
- ⑨理不尽な訴えである場合、毅然として対応する。
- ⑩校長(副校長)へ報告するとともに、相手と直接面談して対応する場合もある。

【直接、面談して対応する場合の留意点】

- 必ず複数人(威圧的にならない人数)で対応する。
- 場合によっては、警察への通報も視野に入れる。
- 現場が近ければ、一緒に現地へ行くことも有効である。
- 対面での着席を避ける。

(相談者・生徒への初期対応)

①相談者への対応

○まずは、相談や苦情を申し出た相手の気持ちを受け止めた上、取り急ぎ、事実確認を行う旨を伝える。

②生徒への対応

○相談者が訴えている事実があるか否かの確認を行う。その際、事実確認の過程で、決めつけたり、十分な確認を怠ったり、プライバシーの配慮を欠いたりするなどして、新たな問題が生まないように留意する。

(関係職員での情報共有と対応の協議)

- ①事実であった場合、謝罪すべき場合は事案を誠実に受け止め、心を込めて謝罪するとともに、再発防止対策についての説明も行う。
- ②修理代金については、個々のケースで対応が異なるが、学校に非がない場合は、当事者間の問題となり、学校が安易に代金を支払うことのないようにする。
- ③必要があれば、私学振興課へ報告し、対応を協議する。また、場合によっては、警察等の関係機関に相談する。

(事後措置)

- ①関係生徒への指導を行う。また、保護者への説明を行うとともに、事案によっては、全校集会やホームルームでの指導等、生徒への再発防止の指導をしっかりと行う。
- ②相談者による業務妨害・脅迫等犯罪行為や、また、その可能性がある場合には、速やかに警察への連絡する。なお、教頭席には録音機能の付いた電話機が設置されているので、活用を図る。

【道路交通法】

○並進の禁止

- ・軽車両は、軽車両が並進する場合においては、他の軽車両と並進してはならない。(第19条)
- ・普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。

ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りではない。

(第63条の5)

- ・罰金 : 2万円以下の罰金又は科料(第121条)

“ 通報はあわてず落ち着いて ”

〈緊急事態発生時の連絡先一覧表〉

連絡の要点	学校名	大牟田高等学校
	学校住所	837-0917 福岡県大牟田市大字草木852
	電話番号	0944-53-5011
	連絡者の氏名	
	概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ ・どこで ・何があったか ・今どうなっているか（被害の状況等） ・犯人について （人相・車種・逃走方向等）

機 関 名	電 話 番 号
大牟田警察本部（緊急時110番）	0944-43-0110
大牟田消防署（緊急時119番）	0944-53-3521
福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年 育成局私学振興課 私学第一係	092-643-3129
内科・産業医 校 医：小野 崇典	0944-54-7237
外 科 校 医：西村 直	0944-54-5457
耳鼻科 校 医：小田原修一	0944-53-4497
歯 科 学校歯科医：辻 政秀	0944-55-3333
薬剤師 学校薬剤師：田上 光徳	0968-63-2385
大牟田市立総合病院	0944-53-1061
福岡県南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2111

氏 名	電 話 番 号
校 長 猿渡 邦浩	090-2503-3127
総括教頭 荒木 信一	090-2580-7663
教 頭 杉野 健次郎	090-1873-4961
事 務 長 高木 秀	090-7453-9494
学校安全顧問 藤木 政時	090-8622-2413
育友会会長※ 斉藤 弘美	090-5948-6429
同窓会会長 山口 信俊	090-8834-4415

※育友会会長は毎年5月までが任期です。6月から新育友会会長へ変わります。

状 況 記 録 用 紙

年 月 日

氏 名 _____

※ 状況に応じて、時系列で逐次記載する。

日 時	事 案	生徒・保護者等の状況	学校としての対応	備 考

報 告 文

保護者様向け報告文

保護者様

〇〇年 〇月 〇日

大牟田高等学校
校 長 〇〇 〇〇

〇〇に係わる事件に関する概要及び今後の対応について

この度の〇〇に係わる事件に関する概要及び今後の対応について、取り急ぎご報告させていただきます。

(事実概要)

(休校措置・再開の目途について)

(保護者説明会の開催について)

(心のケア等に関する取組)

おわりに

一般的に、危機ができるだけ起こらないように対処する活動をリスク・マネジメントと呼び、危機的な状況が発生した後の活動を危機管理（クライシス・マネジメント）と呼びます。リスク・マネジメントには、危機時の体制やマニュアルの整備等の危機に関する対応事項も含まれている場合もあり、また、危機管理も危機を発生させない活動も含めて危機管理と呼ぶ場合もあります。

このように両者の差異は必ずしも明確ではありませんが、本マニュアルでは、危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応などを具体的な事例を記載して、その「事故発生からの対応のポイント」を整理しました。

また、関係法令等も記載して、その根拠等も示していますので、本マニュアルを活用して、生徒が安心して学ぶことのできる学校づくりに役立つことを期待しています。

参考資料・文献

- 『学校の安全管理に関する取組事例集』（平成 18 年 1 月） 文部科学省
- 『学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守ためにー』（平成 19 年 11 月） 文部科学省
- 『学校の危機管理マニュアル作成の手引』 文部科学省
- 『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』（平成 15 年 2 月） 文部科学省
- 『学校における防犯教室等実践事例集』（平成 18 年 3 月） 文部科学省
- 『体罰をなくそう』判例・事例集（平成 11 年 5 月） 北海道教育委員会
- 『危機管理の法律知識』 菱村幸彦編教育開発研究所
- 『学校保健安全法』『学校保健安全法施行規則』
- 『国家賠償法』
- 『独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令』（学校の管理下における災害の範囲）
- 『自動車損害賠償保障法』
- 『学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン』（平成 20 年 3 月） 日本学校保健会
- 『災害対策基本法』『消防法』『道路交通法』
- 『個人情報の保護に関する法律』
- 『危機管理マニュアル』（学校安全対応） 出雲市立高松小学校
- 『学校における安全管理の手引』（平成 17 年 6 月） 長崎県教育委員会
- 『学校管理マニュアル作成の手引き』（平成 24 年 1 月） 長野県教育委員会
- 『学校管理下における危機管理マニュアル』（平成 25 年 4 月改訂） 三重県教育委員会
- 『生徒指導に生かす法律知識』（平成 23 年 2 月） 三重県教育委員会
- 『危機管理マニュアル』 〈学校の安全対応〉 学校法人 創成学園 札幌創成高等学校
- 『救急蘇生法の指針 2020（市民用）』

危機管理マニュアル

〈学校の安全対応〉

令和 6 年 4 月発行

編集・発行 学校法人 大牟田学園 大牟田高等学校
〒837-0917 福岡県大牟田市大字草木852
TEL 0944-53-5011